

介護予防・日常生活支援総合事業について

(介護予防訪問介護相当事業所・介護予防通所介護相当事業所)

平成28年2月24日

木更津市福祉部高齢者福祉課



総合事業への移行

総合事業の移行時期

- 木更津市の総合事業への移行時期は、平成28年3月1日。
- 一斉に移行せず、3月は新規申請者のみ移行する。（区分変更申請により、要支援認定を受けた者も含む）
- 平成28年4月1日以降は、新規申請及び更新申請により要支援認定を受けた被保険者について、順次、総合事業へ移行する。

年月		H27		H28			
		12月	1月	2月	3月	4月	5月
新規申請					総合事業へ移行		
要支援 認定更新	3月更新		更新手続		予防給付を継続		
	4月更新			更新	手続	総合事業へ移行	
	5月更新				更新手続		総合事業へ移行

総合事業によるサービス提供には、新たに利用者との契約が必要

- 総合事業によるサービス提供にあたっては、新たに利用者との契約及び重要事項説明書の交付・説明・同意が必要となる。
- 平成28年3月1日時点で要支援認定を受けている被保険者の総合事業への移行時期は、認定有効期間終了後から随時移行するものとする。
（平成28年3月1日から要支援認定有効期間が開始する者は、この更新認定期間終了後から総合事業へ移行する。）
- 区分変更申請をした結果、却下や要支援認定により認定区分が要支援となった場合は、総合事業へ移行する。
- 木更津市に住民票がある住所地特例者についても、上記と同様の取扱いとする。

支給限度額と利用者負担

支給限度額は総合事業へ移行後も変更なし。事業対象者は要支援1相当とする

○要支援認定者

要支援認定者は、要支援1・2の支給限度額の範囲内で総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）と介護予防給付（訪問看護、通所リハ、福祉用具貸与等）の併用ができる。

○事業対象者

事業対象者は、原則として要支援1相当の支給限度額とし、総合事業のみ利用が可能となります。

要介護度	利用が可能なサービス		支給限度額
	介護予防給付	総合事業	
事業対象者	×	○	5,003単位
要支援1	○	○	5,003単位
要支援2	○	○	10,473単位

利用者負担も介護（予防）給付と同様の取扱い

○利用者負担は、介護（予防）給付と同じ利用者負担になります。そのため、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方は、2割負担となります。

介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の指定を受けている事業所は同じ事業所番号を使用

○介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の指定を受けている事業所

介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の指定を受けている事業所は「みなし指定の事業所」または「総合事業の事業所として、平成28年3月1日以降に指定する事業所」にかかわらず、既に千葉県知事から付番されている事業所番号と変更はありません。

○総合事業の事業所として、緩和類型サービスや短期集中予防サービスの指定を受けた場合

介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、緩和類型サービスや短期集中予防サービスの指定を新たに受けた場合も事業所番号に変更はありません。

○留意事項

すべての要支援者が総合事業に移行するまでの間は、予防給付と総合事業が混在します。そのため、請求の際は事業所番号やサービスコードの取り扱いに注意してください。

総合事業の請求について（その1：報酬単位）

報酬単位は市町村によって異なる

○報酬単位について

単位については、別紙「木更津市介護予防・日常生活総合支援事業サービスコード表」をご確認ください。

事業所の種類	サービス種類コード
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者（みなし指定の事業者）	A1
平成28年3月1日以降に介護予防訪問介護相当の事業者として、木更津市の指定を受けた事業者	A2
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者（みなし指定の事業者）	A5
平成28年3月1日以降に介護予防通所介護相当の事業者として、木更津市の指定を受けた事業者	A6

○留意事項

総合事業は市町村によって単位とサービスコードが異なる場合があります。本市以外の方に対してサービスを提供する場合は、その市町村が示すサービスコードを確認してください。また、総合事業への移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在することになります。請求にあたってはご注意ください。

なお、総合事業に移行していない市町村に住民票を有する要支援者については、当該市町村が総合事業へ移行するまでの間は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の請求様式とサービスコードを使用します。

総合事業の請求について（その2：地域区分、請求方法）

地域区分の取り扱いは、みなし指定と新規指定で異なる

- 地域区分について（木更津市・君津市：7級地、袖ヶ浦市：6級地）
みなし指定の事業者と総合事業の新規指定の事業者で、地域区分の設定が異なります。

サービス名	サービス種類コード	算定する地域区分
訪問型サービス	A1:みなし	事業所所在地における地域区分の単位数の単価を設定する。
	A2:H28.3以降指定	サービス利用者の保険者における地域区分の単位数の単価を設定する。
通所型サービス	A5:みなし	事業所所在地における地域区分の単位数の単価を設定する。
	A6:H28.3以降指定	サービス利用者の保険者における地域区分の単位数の単価を設定する。

（例1）木更津市所在のみなし指定事業所が袖ヶ浦市の被保険者にサービスを提供した場合は、地域区分は7級地を用いる。

（例2）平成28年3月以降に指定した総合事業の訪問型サービス事業所が、袖ヶ浦市の被保険者にサービスを提供した場合は、地域区分は袖ヶ浦市に準じるため6級地となる。

請求方法は総合事業移行後も変更ないが、請求様式が異なる

- 請求方法と請求様式
従来通り千葉県国保連への請求となり、請求に使用する様式は次のとおりとなります。

様式番号	様式名	内容
様式一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	様式二の三に対する請求書
様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	総合事業によるサービスの請求明細書

総合事業の請求について（その3：公費の取扱い）

サービスコード	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF
サービスの種類	訪問型サービス（みなし）	訪問型サービス（独自）	訪問型サービス（独自／定率）	訪問型サービス（独自／定額）	通所型サービス（みなし）	通所型サービス（独自）	通所型サービス（独自／定率）	通所型サービス（独自／定額）	その他生活支援サービス（配食／定率）	その他生活支援サービス（配食／定率）	その他生活支援サービス（見守り／定率）	その他生活支援サービス（見守り／定額）	その他生活支援サービス（その他／定率）	その他生活支援サービス（その他／定額）	介護予防ケアマネジメント
58 全額免除	○	○													
81 原爆助成	○	○			○	○									
25 中国残留	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

基本チェックリストの扱いは、当分の間は限定的とする

- 新規申請及び更新申請による基本チェックリストは当分の間は、使用しない。
- 認定の結果「非該当」になった方に対して地域包括支援センターが基本チェックリストを用いてケアマネジメントを行い、必要に応じてサービスに結びつけます。
- 基本チェックリストの導入にあたっては、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス以外の緩和類型のサービス、生活支援サービス、住民主体サービス等を利用する場合等に実施しますので、多様なサービスの創設にあわせて活用を検討していきます。
- 基本チェックリストの導入に合わせて、介護予防ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）や介護予防ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）の導入を行う予定です。

平成27年12月21日に配付した説明会資料の訂正について

訂正箇所	平成27年12月21日資料（訂正前）	訂正後
<p>説明会資料11頁</p> <p>通所型サービスの基準及び単価について （その2：単価）</p>	<p>○報酬体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回 1,647単位／月（事業対象者・要支援1） ・週2回 3,377単位／月（事業対象者・要支援2） ・1月の中で全部で1回から4回までのサービスを行った場合 389単位／回（事業対象者・要支援2） <p>（例1）要支援2の利用者で、1ヶ月に4回サービスを提供する場合 ⇒389単位×4回＝1,556単位</p> <p>（例2）要支援2の利用者で、1ヶ月に8回サービスを提供する予定であったが、体調不良で3回しか提供しなかった場合 ⇒389単位×3回＝1,167単位</p>	<p>○報酬体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回 1,647単位／月（事業対象者・要支援1） ・週2回 3,377単位／月（事業対象者・要支援2）

※訂正した資料は、市公式ホームページに掲載しています。